

## 熊本県産業廃棄物処理施設建設候補地検討会設置要綱

### (設置目的)

第1条 本県における産業廃棄物の適正処理と地域経済の振興を図る観点から公共関与による産業廃棄物処理施設の建設候補地について検討するため、熊本県産業廃棄物処理施設建設候補地検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討し、知事に提言する。  
(1) 公共関与による産業廃棄物処理施設の建設候補地に関すること。  
(2) 公共関与による産業廃棄物処理施設整備のあり方に関すること。  
(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 検討会は、別表第1及び別表第2に掲げる委員をもって構成する。

### (会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置き、会長は委員のうちから知事が指名し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。  
2 会長は、会務を総理する。  
3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討会は、会長が招集し、会長が議長となり、議事を整理する。  
2 検討会は、委員の過半数の出席をもって成立する。  
3 検討会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。  
4 会長は、必要があると認めるときは、検討会の会議に関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

### (専門家会議)

第6条 検討会に、専門的な検討を行うため、専門家会議を置く。  
2 専門家会議に属すべき委員は別表第1に掲げる委員をもって構成する。  
3 専門家会議に議長を置き、会長がこれに当たる。  
4 第5条第1項から第3項までの規定は、専門家会議に準用する。この場合において、これらの規定中「検討会」とあるのは「専門家会議」と、「会長」とあるのは「議長」と読み替えるものとする。

### (庶務)

第7条 検討会の庶務は、熊本県環境生活部廃棄物対策課において行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 付則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

別表第 1

区 分	所 属 等	氏 名
学識経験者等	熊本大学理学部教授	内野 明德
	熊本県立大学環境共生学部教授	篠原 亮太
	熊本大学理学部教授	嶋田 純
	熊本大学工学部教授	鈴木 敦巳
	熊本県立大学環境共生学部教授	堤 裕昭

別表第 2

区 分	所 属 等	氏 名
学識経験者等	くまもと川の女性フォーラム実行委員長	川野由紀子
	熊本消費者協会副会長	田中三恵子
	消費生活コンサルタント	星子 邦子
関係団体	熊本県医師会理事	伊津野良治
	熊本県漁業協同組合連合会専務理事	植村 尚義
	(社)熊本県産業廃棄物協会副会長	江越 征記
	熊本県森林組合連合会専務理事	川野 輝彰
	(社)熊本県薬剤師会副会長	西 玲子
	熊本県農業協同組合中央会副会長	前鶴 義博
行政	熊本市環境保全局環境事業部首席環境審議員 (市町村代表)	乗富 哲夫

区分ごとの五十音順